

福岡県内周遊バスツアー『よかバス』のブランド化 業務委託 企画提案公募実施要領

以下のとおり、「福岡県内周遊バスツアー『よかバス』のブランド化業務」（以下、業務という）の委託先を選定するための企画提案公募を実施します。

なお、本業務は令和8年度当初予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては、業務内容を変更すること、又は契約しない場合があることを予めご承知おきください。

1 業務の目的

二次交通の課題を解消し、県内周遊を促進するため、令和6年度から県内周遊バスツアー『よかバス』を開始。さらに、県内周遊バスツアーを一括して紹介するポータルサイトを開設し、『よかバス』をブランド化すべく、様々な媒体を通じて、プロモーションを行った結果、同年度は890本（前年比115%）のツアー催行と約2万7千人の参加者を得るなど好調に推移した。

令和7年度においても、R7.12月時点で670本（前年比106%）のツアーが催行され、好調を維持しているものの、昨今の物価高騰に伴う燃料費上昇を背景に、貸切バス料金は値上がり傾向にあり、それに伴いツアー料金も値上がり傾向にあることから、旅行会社による旅行商品造成は進まず、R7.12月時点の参加者数も約1万9千人（前年比100%）にとどまるなど、依然として県内各地域への安定的な送客に課題がある状況である。

さらに、利用者属性に目を転じると、「福岡県在住」の参加者が8割を占めており、「県外在住」の方からの認知・利用が不十分であることが明らかとなった。

以上のことから、直行便就航地など主要都市圏（宮城、広島）へのプロモーションを強化し、地域間交流（Local to Local）を促進することで、「県外在住」の方からの『よかバス』の認知・利用を促進し、新規顧客獲得及び旅行会社による商品造成に繋げ、観光消費額の更なる増加を目指すことを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名 「福岡県内周遊バスツアー『よかバス』のブランド化」業務

(2) 事業内容 別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 予算額（消費税及び地方消費税含む）

95,095,000円

(5) 成果物

①事業報告書

紙媒体：A4判冊子 2部

電子媒体：Word、Excel、PowerPointのいずれかにおいて編集可能なファイル形式と、その内容をPDF化したものの両方 1部

②制作物

本事業の遂行にあたり制作物があれば提出すること。

3 企画提案で求める内容

別添「仕様書」に定める業務内容を網羅した上で、以下の項目について提案を行うこと。提案にあたっては、具体的根拠や理由を明確にしたうえで、説得性の高い提案書となるよう留意すること。

(1) 会社概要

・会社概要、責任者・担当者の役職・氏名および連絡先（電話、メールアドレス等）について記載すること

(2) 実施体制

- ・本事業への取組体制(人員・経験等)について、明確に説明すること。
 - ・業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、企画提案書に再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲等について記載すること。
 - ・個人情報保護に関する取組(個人情報の管理方法、プライバシーマーク取得状況等)
- (3) 業務スケジュール
- ・本事業の取組に関する作業工程、作業フローについて、図表等を用いてわかりやすく明示すること。
- (4) 類似事業の受託実績
- ・過去に受託した類似事業の実績や成果について示すこと。
- (5) 見積書
- ・見積書の各項目については税抜価格で記載し、消費税課税事業者の場合は消費税を最後に加算すること

4 応募資格

次の要件を全て満たすこと。

- (1) 福岡県内に事業所(本社又は支社等)を有していること
- (2) 本委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ本委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (3) 以下のアからカのいずれにも該当しないこと。
- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者(一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)
 - イ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成28年3月28日27総セ第25173号)に基づく指名停止期間中である者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、破産法(平成16年法律第75号)、会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者
 - エ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - オ 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - カ 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 契約時に契約保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供(契約金額の100分の10以上)が確実にできること。ただし、次のいずれかの場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合
 - イ 福岡県競争入札参加資格者名簿登録事業者であり、過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- (5) 共同体で応募する場合は、下記の要件を全て満たすこと
- ア 上記要件(3)については、共同体の構成員全員が満たしていること
 - イ 上記要件(4)については、共同体の構成員のうち少なくとも1団体以上が満たしていること
 - ウ 必ず代表団体を定めること
 - エ 各構成員は、本募集への単独応募又は他の共同体での応募を行っていないこと

5 企画提案公募のスケジュール

①公募開始及び質問受付開始

令和8年3月17日(火) ※下記7「質問受付及び回答」を参照

②質問受付期限

令和8年3月24日(火) 17時まで

③質問に対する回答期限

令和8年3月27日(金) ※回答について、ホームページに掲載

④応募申し込みの締め切り

令和8年4月1日(水) 17時まで

※下記「8 応募申込」を参照

⑤企画提案書の提出期限

令和8年4月8日(水) 17時まで

※応募者多数の場合、一次審査を行い、上位数社を対象としてプレゼンテーションを実施する(該当者へ個別に通知)

⑥一次審査結果の通知

令和8年4月10日(金) までに該当者へメールにて通知

⑦プレゼンテーション(二次審査)の実施

令和8年4月15日(水)～17日(金)のうち1日を予定

※時間は該当者へ個別連絡

⑧二次審査結果の通知

令和8年4月20(月)～21日(火) の間に該当者へメールにて通知予定

⑨契約の締結

令和8年4月下旬予定

6 公募説明会

公募説明会は行わない。

7 質問受付及び回答

質問は、令和8年3月24日(火) 17時までに、様式第1号「質問書」を、下記「15 連絡先」に記載する宛先に電子メールで送信すること。メールの件名は「【質問】福岡県内周遊バスツアー『よかバス』のブランド化業務」とし、本文中に質問者の連絡先について記載すること。

また、質問及び回答は、令和8年3月27日(金)までに質問者に対しメールにて送付するとともに、この公募実施要項を掲載している県ホームページに掲載する。

なお、他応募者からの提案書提出状況のほか、本県が受け付けないと判断したものについては、回答しない。

8 応募申込

本業務に企画提案書を提出する場合、令和8年4月1日(水) 17時までに、企画提案公募応募申込書(様式第2号)、応募資格申出書(様式第3号)により、下記「15 連絡先」に記載する宛先に電子メールで送信すること。

メールの件名は「【応募申込】福岡県内周遊バスツアー『よかバス』のブランド化業務」とし、本文中に担当者の連絡先について記載すること。

9 企画提案書に係る提出書類、提出方法

(1) 提出書類

①企画提案書・・・A4判(タテ・ヨコは任意)正本1部、副本6部

②見積書(項目ごとに積算)・・・A4判(タテ・ヨコは任意)正本1部、副本6部

※見積書の各項目については税抜価格で記載し、消費税課税事業者の場合は、消費税を最後に加算すること。

③上記①・②のPDFデータ

(2) 提出方法

上記(1)①・②「企画提案書・見積書」については、下記「15 連絡先」に記載する宛先に郵送もしくは持参すること。(提出期限までの必着とする)

また、(1) ③「企画提案書・見積書 (PDF データ)」については、下記「15 連絡先」に記載する宛先に提出すること。(8MB を超えるデータについては、大容量データ転送サービス等で送付すること)

(3) 提出書類の取り扱い

- ①提出された企画提案書等は委託先の選定のみに使用する。
- ②提案書の作成に要した費用、その他応募に要した費用については企画提案事業者の負担とする。
- ③本要領に示した応募資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した提案書は無効とする。
- ④提出された提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。

10 選定委員会について

本企画提案公募の審査は、選定委員会により行うこととし、本委員会の事務局は、福岡県商工部観光局観光振興課に設置する。

- (1) 審査の過程で、メールや電話等でヒアリングを行い、追加資料を求める場合がある。
- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者（共同企業体による提出の場合はその代表者）に対し電子メールにて速やかに通知する。なお、審査内容については公表しない。
- (3) 契約前に詳細協議を行い、提案企画の一部を変更する場合がある。
- (4) 委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて協議の上契約する。
- (5) 企画提案を採用した場合においても、協議して進めていくものとし、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

11 1次審査（書面審査）について

本事業の企画提案参加者が5社以上の場合は、選定委員会事務局（観光振興課）において、下記11の審査基準により企画提案書の1次審査（書面審査）を行い、2次審査（プレゼンテーション審査）に進む4社を選定する。

12 2次審査（プレゼンテーション審査）について

選定委員会において、プレゼンテーション審査を行い、高い評価点を得た提案事業者を委託候補事業者として選定する。

- ・ 2次審査の詳細日程等は、1次審査を通過した提案事業者に速やかにメールにて通知する。
- ・ プレゼンテーションは、原則、提案書に沿って説明を行うこととするが、追加資料や映像等を用いて説明することも構わない。

〔2次審査（プレゼンテーション審査）〕

- ・ 審査日程：令和8年4月15日（水）～17日（金）のうち1日
※時間は該当者へ個別連絡
- ・ 審査場所：県庁内（福岡市博多区東公園7番7号）（※予定）
- ・ 提案事業者数：最大4社まで
- ・ 審査時間：1事業者あたり、15分程度・質疑応答10分程度を予定

13 審査基準

- ・ 審査は、1次、2次ともに、次ページに示す評価項目により採点する。
- ・ 2次審査において、合計点数が最も高い提案事業者を委託候補事業者とする。
合計点数が同点となった場合は、選定委員会の協議により選定する。
満点の6割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は、選定しない。
- ・ 提案参加事業者が1事業者の場合においても2次審査を行い、最低基準点を超えた場合、委託候補事業者として選定する。

(評価項目表)

評価対象項目		配点
1	業務体制・スケジュール (実施要領3(2)(3)、公募仕様書4(1)～(7)関係)	10点
	・業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされているか ・確実に遂行し得る技量(主要都市圏(宮城、広島)の各種メディアとのネットワーク等)を有するとともに、実現可能なスケジュールとなっているか。	
2	主要都市圏(宮城、広島)のローカルタレントを活用した番組・動画の制作 (公募仕様書4(1)関係)	25点
	・メインターゲットに高い訴求力を有するメディア媒体、ローカルタレントを選定し、本県への誘客拡大と『よかバス』の認知・利用拡大につながる提案となっているか。	
3	主要都市圏(宮城、広島)を対象としたキャンペーンの実施 (公募仕様書4(2)関係)	20点
	・メディアでの発信に加え、旅行商品との連携(チャーター便含む)など、主要都市圏(宮城、広島)からの実誘客及び「よかバス」ツアー参加につながる可能性が高い提案となっているか。	
4	県内周遊バスツアー『よかバス』のブランド化(公募仕様書4(3)～(6)関係)	15点
	・情報発信手段(活用する広報媒体等)について、事業の趣旨及びターゲットを踏まえた提案となっているか。 ・情報発信のイメージが湧く、具体的な提案となっているか。	
5	KPI(参加事業者による旅行商品造成)(公募仕様書4(2)③関係)	10点
	・発信した情報の閲覧者数やコンバージョン数、キャンペーンによる実誘客数など、定量的に事業効果の測定が可能なKPIを設定するとともに、利用者属性等を分析し、類似企画等との数値を比較する等、費用対効果が適切に検証できる提案となっているか。	
6	自由提案事項(公募仕様書4(7)関係)	10点
	・『よかバス』の認知度向上や主要都市圏(宮城、広島)からの誘客促進に効果的と思われる取り組みについて独自性のある有効な提案となっているか。	
7	見積価格の効率性(実施要領3(5)関係)	10点
	・業務内容に見合った適切な見積であり、経費以上の効果が期待できるか。	
合計		100点

1.4 契約締結について

- (1) 福岡県は、委託先候補者に委託業務の内容等について確認の上、合意に達した場合に限り、委託契約を締結する。協議を重ねても合意に達しない場合には当該委託先候補者とは契約を締結せず、次点の者を繰り上げる。
- (2) 委託業務の内容は、委託先候補者が提出した企画提案内容をベースとするが、(1)の確認・協議の過程で福岡県が内容の修正を求めることがある。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。なお、委託契約締結に係る費用は受託者の負担とする。
- (3) 契約に当たっては、福岡県財務規則第169条第1項の規定に基づき契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保(以下「契約保証金等」という。)を納付又は提供すること。なお、この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。

なお、保険会社との間に、福岡県を被保険者とする履行保証保険契約(保険金額を契約金

額の100分の10以上とし、履行保証期間を契約締結日から契約期間の末日までとするものを締結し、その証書を提出したときや、過去2年の間に福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出したときなど、契約保証金等が減免される場合がある。

(4) 委託料の支払いは精算払いとする。

(5) 契約に当たっては、所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明したときは、直ちに契約を解除するとともに違約金を徴収する。

15 連絡先

「7 質問受付及び回答」、「9 (1) ③企画提案書・見積書の PDF データ」については、下記担当宛とすること。

<住所> 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

<担当> 岩田、江上

<電話> 092-643-3429

<メールアドレス> kanshin@pref.fukuoka.lg.jp